

申請キャンセルについて

1. 止むを得ない事情により申請をキャンセルする場合、教育機関側はその理由を記した文書により申請キャンセルを申し出ることが出来ます。
2. 教育機関側から申請キャンセルの申し出があった場合、日本技術者教育認定機構は必要に応じて申請プログラムのプログラム責任者に事実関係及びキャンセル理由の詳細等を確認します。
3. 上記の手順により申請キャンセルが確定した場合のキャンセル料は以下によります。

新規審査、認定継続審査、中間審査、再審査

申請キャンセルの申し出を受けた時期	キャンセル料の金額
(1) 申請受理通知到着時から自己点検書提出期限日までの期間	所定審査料の 20%
(2) 自己点検書提出期限日の翌日から <u>2ヶ月後の</u> 同日までの期間	所定審査料の 50%
(3) (2)の期間の最終日の翌日以降	所定審査料の全額

予備審査、予備審査フォローアップ

申請キャンセルの申し出を受けた時期	キャンセル料の金額
(1) 申請受理通知到着時から自己点検書提出期限日までの期間	所定審査料の 20%
(2) 自己点検書提出期限日の翌日から <u>1ヶ月後の</u> 同日までの期間	所定審査料の 50%
(3) (2)の期間の最終日の翌日以降	所定審査料の全額

以上

初版 2015年12月3日

改版 2020年10月1日